

広陵町告示第7号

広陵町まちづくり協議会設立準備会補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年4月20日

広陵町長 山村吉由

広陵町まちづくり協議会運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広陵町自治基本条例（令和3年5月広陵町条例第1号。以下「条例」という。）の規定に基づき、地域が目指す将来像を町民自らが描き、その実現に向けた主体的な活動を支援し、もって豊かな地域社会を形成するため、広陵町まちづくり協議会運営補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、条例第16条及び第17条に規定するまちづくり協議会（以下「協議会」という。）のうち、広陵町まちづくり協議会の認定等に関する規則（令和4年3月広陵町規則第31号。以下「規則」という。）の規定により認定を受けた協議会とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、地域づくり活動に関して必要な経費及び行政執行上の連絡調整、協力等に係る経費とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する経費は、補助対象経費としない。

- (1) 家賃、地代等、団体の経常的な維持又は運営に要する経費
- (2) 単なる会員相互の懇親会等に伴う飲食に係る経費
- (3) 協議会活動に直接関係のない経費
- (4) 他の団体の活動を援助等するための経費
- (5) その他町長が適当でないと認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助金の交付を受けようとする年度の4月1日から翌年3月31日までに実際に支出した補助対象経費の合計額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする協議会は、広陵町まちづくり協議会運営補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 事業収支予算書(第3号様式)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、広陵町まちづくり協議会運営補助金交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による決定に際し、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付すことができる。
- 3 町長は、第1項の規定による交付決定を行ったときは、個人情報に係るものを除き、その内容について公表するものとする。

(事業変更申請)

第7条 前条第1項の規定による交付決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、広陵町まちづくり協議会運営補助金事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）を提出し、町長の承認を受けなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち、軽微なものについてはこの限りではない。

(1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき

(完了報告)

第8条 交付決定団体は、交付対象事業が完了したときは、速やかに広陵町まちづくり協議会運営補助金完了報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

(1) 広陵町まちづくり協議会運営補助金事業報告書（第7号様式）

(2) 広陵町まちづくり協議会運営補助金事業収支決算書（第8号様式）

(3) 補助対象経費の額がわかる書類

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第9条 町長は、交付決定団体から前条の規定による完了報告があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、広陵町まちづくり協議会運営補助金確定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、補助対象事業の円滑な遂行のため必要と認めるときは、第6条第1項の規定により通知した補助金の額の範囲において、概算払により補助金を交付することができる。

(補助金の請求)

第10条 交付決定団体は、補助金の交付を受けようとするときは、広陵町まちづくり協議会運営補助金交付請求書（第10号様式）により町長に請求しなければならない。

2 交付決定団体は、前条第2項の規定により概算払を受けようとするときは、広陵町まちづくり協議会運営補助金概算払請求書（第11号様式）を町長に請求しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 交付決定団体は、第9条第1項の規定により通知を受けた補助金の額を超える補助金を既に交付されているとき、又は第8条に規定する事業の変更を申請し、第9条第1項の規定により通知を受けた補助金の額が減額されるときは、その差額を返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、第6条第1項の規定により通知を受けた交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を交付対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。